

岐阜県公報

目次

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

ページ

号外(二) 令和二年五月十五日

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月十五日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十八号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

付則に次の見出し及び三項を加える。

(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例)

16 条例付則第二十七項に規定する人事委員会が定める区域は、次に掲げる区域とする。

一 新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第一条に規定するものをいう。以下同じ。)の疑いのある者を受け入れる宿泊施設

二 新型コロナウイルス感染症の患者(その疑いのある者を含む。以下同じ。)が入院し、又は受診する医療機関

三 新型コロナウイルス感染症の患者を条例付則第二十七項若しくは第一号の宿泊施設又は前号の医療機関に移送する動線上又は自動車等の内部

四 前三号に掲げる区域に準ずる区域として人事委員会が定めるもの

17 条例付則第二十七項に規定する人事委員会が定める作業は、次に掲げる作業とする。

- 一 新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して行う作業
 - 二 新型コロナウイルス感染症の患者に長時間にわたり接して行う作業
 - 三 新型コロナウイルス感染症の患者が使用した物件の処理又は消毒の作業
 - 四 前三号に掲げる作業に準ずる作業として人事委員会が認めるもの
- 18 条例付則第二十七項に規定する人事委員会が定める額は、三千円（前項第一号又は第二号に掲げる作業に従事した場合にあつては、四千元）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の付則第十六項から第十八項までの規定は、令和二年二月一日から適用する。

令和二年五月十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社